

令和8年2月4日(水)

令和7年度地域・職域連携推進関係者会議

資料3

労働衛生行政の動向

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
産業保健支援室長 樋口 政純

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

I 労働衛生管理体制の確立

II 作業環境管理

III 作業管理

IV 健康管理

V 労働衛生教育

労働衛生の3管理

リスクアセスメントの実施



日本の健診（検診）制度の概要

全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠
小学校
出産後
幼稚園
就学前
等

母子保健法

【対象者】1歳6か月児、3歳児

【実施主体】市町村 <義務>

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童
生徒等

学校保健安全法

【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診査については小学校入学前の者

【実施主体】学校（幼稚園から大学まで）<義務>

被保険者・被扶養者

医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】被保険者・被扶養者

【実施主体】保険者 <努力義務>

39歳

うち労働者

労働安全衛生法

【対象者】常時使用する労働者 ※労働者にも受診義務あり

【実施主体】事業者 <義務>

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診査を実施

40歳
74歳

その他

健康増進法

【対象者】住民

（生活保護受給者等を含む）

【実施主体】市町村 <努力義務>

【種類】

- ・歯周疾患検診
- ・骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診
(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)
- ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

75歳

特定健診

高齢者医療確保法

【対象者】加入者

【実施主体】保険者 <義務>

3

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が任意で実施や助成を行っている。

事業場における労働者の健康保持増進について

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならぬ。

第70条の2 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針
(昭和63年9月1日策定 (最終改正 令和5年3月31日))

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（「THP指針」）概要

趣旨

※Total Health Promotion指針 策定：昭和63年9月1日 最終改正：令和5年3月31日

- 労働安全衛生法第70条の2に基づき、同法第69条第1項で定める事業者が構するよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（健康保持増進措置）が適切かつ有効に実施されるため、生活習慣病やメンタルヘルス、身体機能の維持向上を念頭に置いて、当該措置の原則的な実施方法について定めたもの。

【参考】労働安全衛生法（抄）

（健康教育等）

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講すべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

事業場における取組の流れ

- ①健康保持増進方針の表明
- ②推進体制の確立
- ③課題の把握
- ④健康保持増進目標の設定
- ⑤健康保持増進措置の決定
- ⑥健康保持増進計画の作成
- ⑦健康保持増進計画の実施
- ⑧実施結果の評価

具体的な実施内容

- 労働者の健康状態の把握
健康診断、健康測定※

※健康指導を行うために実施される調査・測定。身体機能セルフチェック、フレイルチェック、口コモ度テストなど

- 健康指導の実施
メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、睡眠、喫煙、飲酒等に関する保健指導 など

労働者の健康管理に関する最近の動向 (女性特有の健康課題に関する取組、歯科に関する取組)

今後の労働安全衛生対策について（報告）令和7年1月17日労審発第1650等（抜粋）

6 一般健康診断の検査項目等の検討

（1）女性特有の健康課題への対応

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、厚生労働省が示している標準的な問診票である一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当である。

また、女性特有の健康課題があると回答した労働者に対して、健診機関が必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すことが適当である。

その際、質問に対する労働者の回答は、健診機関から事業者に提供しないこととするが、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、専門医の早期受診を勧奨すること、その上で、専門医の診断書を持って事業者に相談することは可能であること（既に、専門医の診断を受けている場合も同様に可能であること）など、望ましい対応を健診機関向けマニュアルに示すことが適当である。

また、労働者自らが事業者に女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点であっても可能であるとともに、その場合には、専門医による診断書等を示すことが望ましいことなどを事業者向けガイドラインにおいて示すことが適当である。

男性の更年期障害については、更なる医学的知見の集積を踏まえ、必要に応じて検討していくことが適当である。

（2）一般健診の法定健診項目について

歯科に関する項目を法定健診項目に追加することに関しては、業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、困難である。

一方で、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要である。現在、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）に「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」が盛り込まれているが、現状では十分に実施されているとは言えないことから、今後、好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当である。また、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、周知を強化することが適当である。

女性特有の健康課題に関する取組

健診機関向けマニュアル

一般健康診断問診票により、女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）のため職場で困っていると意思表示があった労働者について、専門医への受診勧奨等、健診機関における望ましい対応を示したもの。

- ＜主な内容＞
- ✓ 問診票の回答者への情報提供、専門医への早期受診勧奨（受診者向けリーフレット例）
 - ✓ 個人情報に配慮した実施環境の確保
 - ✓ 女性特有の健康課題別基本情報
 - ✓ その他参考情報（支援機関、支援サイト）

事業者向けマニュアル

女性特有の健康課題で困っている労働者からの相談への対応や健康課題に配慮した職場環境づくりに関し、事業場における望ましい対応を示したもの。

- ＜主な内容＞
- ✓ 衛生委員会等による労使の十分な話し合い
 - ✓ 相談体制や支援制度（休暇制度、勤務制度）の整備
 - ✓ 職場環境の改善
 - ✓ 女性特有の健康課題別基本情報
 - ✓ その他参考情報（支援機関、支援制度）

労働者の口腔の健康の保持・増進に関する取組

「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）（令和7年7月1日基安労発0701第1号）にて、関係団体宛に、一般健康診断問診票中の特定健康診査の「標準的な質問票」の歯科項目を活用した労働者の口腔の健康の保持・増進に向けた口腔保健指導のより一層の推進への協力を依頼。

一般健康診斷問診票※

〈質問21〉

食事をかんで食べる時の状態はどちらにあてはまりますか。

- ①何でもかんで食べることができる
 - ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある
 - ③ほとんどかめない

※「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について（令和5年7月31日基発0731第1号、保発0731第4号）において、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の検査項目を同時に実施する場合に用いるよう示している標準的な問診表

別紙2

後悔しないために

食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか？

1 何でもかんで
食べることができる

2 歯や歯ぐき、かみあわせなど
気になる部分があり、
かみにくいことがある

3 ほとんどかめない

②または③に該当する方は、

歯科を受診しましょう！

よくかめないと、野菜・肉類等の摂取が少なくなるとともに、低栄養のリスクが高くなることが報告されています

生活習慣病対策と歯科疾患予防対策を同時に進めることが有効です

「自分は大丈夫！」

と思っていませんか？

Q これまでの人生を振り返って、もっと早くから歯の健診・治療をしておけばよかったと思うか？

そう思う・
ややそう思う人が

71.3%!

回答者の7割がもっと早く
治療をしておけばよかったと
後悔しています！

お口は全身や生活習慣とも関係が深いんです！

全身疾患 速食い 間食 喫煙 etc

画面で詳しく説明します

歯周病は静かに進行する

歯周病は「サイレントディジーズ（沈黙の病気）」とも呼ばれ、痛みなどの自覚症状が少ないので特徴です。

歯周病セルフチェック

- 歯ぐきに赤く腫れた部分がある
 - 口臭がなんとなく気になる
 - 歯ぐきがやせてきた
 - 歯と歯の間にものがつまりやすい
 - 歯をみがいたあと、歯ブラシに血がついたら
すすぐいた時に血が混じったりすることがある
 - 歯が浮いたような感じがする
 - 少しづらくつ歯がある
 - 歯ぐきからうみが出たことがある

出典：公益財團法人 2020 推進財團「ヘルシーエイジング時代の 2020 進成マニュアル」

判断基準

チェックが1～2個
歯周病の可能性があります。歯みがきの仕方を見直すと同時に、歯科医師に相談しましょう

チェックが3個以上
軽度あるいは中等度歯周炎以上に歯周病が進行しているおそれがあります。早めに歯科医院を受診しましょう

歯周病と全身疾患及び妊娠 生活習慣との関係性

術後症治療による糖尿病の重症化予防も期待されます

歯周病リスクを高める要因

內臟脂肪型肥胖

備註：請依序點選「存取權限」→「存取」→「存取」。



「閻食」と「唐餅」

習慣的な間食や甘い飲み物の摂取はむし歯の、喫煙は歯周病のリスクを高めることがわかつています



「速食い」は間違いに取りやすし

食べる速さが速い人ほど、肥満の割合が高い傾向にあることがわかって います。また、速食は肥満だけ なく糖尿病のリスクであることもわ かってきました

回数回 近くの歯医者さん探します



全国の歯医者さん

檢索



転倒防止、骨粗鬆症検診の受診勧奨に関する取組

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)

- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶パックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

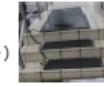
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
▶適切な通路の設定
▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶設備、什器等の角の「見える化」

- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)

- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
▶防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
▶隙接エリアまで濡れないよう処置

- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスを受けられます


転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

別添7

転倒による怪我の態様

- 骨折（約70%）
 - ・ 打撲
 - ・ 眼球破裂
 - ・ 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

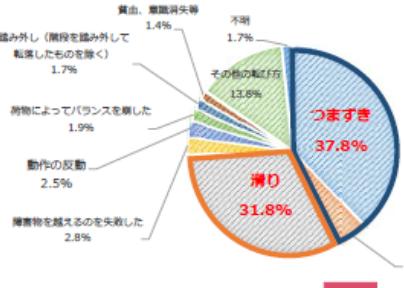
47日

転倒したのは…



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

- ＜その他の転ひ方＞
 - ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・台車の操作を失敗した
 - ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - ・脚が引っかかった
 - ・坂道等でバランスを崩した
 - ・立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・靴紐を踏んだ
 - ・風でバランスを崩した

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覗ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R.5)

労働安全衛生行政の実施体制

(国)

厚生労働省(安全衛生部)

労働安全衛生法令の企画・立案や、産業保健活動の推進などを行っている。

(独)労働者健康安全機構

産業保健活動の支援、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、福祉事業を行っている。

(国)

都道府県労働局 (47か所)

労働安全衛生法令に基づく指導計画の策定や、産業保健制度の運用などを行っている。

産業保健総合支援センター (47か所)

都道府県毎に設置。産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っている。

(国)

労働基準監督署 (325か所)

労働安全衛生法令に基づき、事業場に対して、指導・周知などを行っている。

地域産業保健センター (約350か所)

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発機会の一例

労働局

主に都道府県内の労働行政関係団体（及び団体加盟参加企業）への周知啓発

- 産業保健総合支援センターとの連携・調整
- 災防団体との連携・調整
 - ・都道府県所在の労働基準協会
 - ・建災防都道府県支部
 - ・陸災防都道府県支部
 - ・林災防都道府県支部
 - ・港湾災防都道府県支部 など
- 各種協議会等
- 県庁、土木事務所等との調整
など

労働基準監督署

主に個別の事業場への指導

- 集団指導
 - 個別指導
 - 計画届の審査・実地調査
 - 自主点検
- など

産業保健活動総合支援事業

- 補助事業として、独立行政法人労働者健康安全機構において運営

労働者健康安全機構



- 産保センター及び地産保の支援・指導
- 団体経由産業保健活動推進助成金 など



47都道府県に設置

産業保健総合支援センター（産保センター）

- 事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者等を対象に、専門的な研修、相談対応等、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健活動を支援。

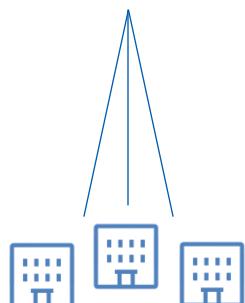
産業保健関係者の
専門的研修

産業保健関係者の
専門的相談対応

事業場への
個別訪問支援

事業者・労働者の
啓発セミナー

など



全国350か所（概ね監督署単位）に設置
※郡市区医師会と連携して運営

地域産業保健センター（地産保）

- 労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供。

健康診断結果についての
医師からの意見聴取

高ストレス者、長時間労働者
に対する医師の面接指導

保健指導等

個別訪問による
産業保健指導

など

（地域・職域連携推進協議会を通じた望ましい連携）

- 医療機関、自治体、保健所等に、産業保健に係る分野の支援の相談があった場合→産保センターを介して地産保につなぐ
- 産保センターや地産保に一般住民からの健康課題などの相談があった場合→自治体等の担当機関につなぐ

都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発（全国労働衛生週間）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

事業者の皆さまへ

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン
ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に勤ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

● 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡回

- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 催 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.iphas.go.jp/sheets/tahbi/578/Default.aspx>

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！
※参加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルター全員で解決を図る活動です。趣旨に賛同した企業・団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟店の取り組みの共有・マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこち
(サイト内から加盟申請もできます)
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kourei/roudoukijun/anzenseisei12/>

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト
(「こころの相談室」)
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンボジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryutoushigoto.mhlw.go.jp/>

化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の導入(「ケミガイド」)
<https://chemguide.mhlw.go.jp/>

転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。
■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

- 腰痛を防ぐ職場の好事例集
<https://www.mhlw.go.jp/content/113000000/001465336.pdf>

高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に勤ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kourei/roudoukijun/anzenseisei12/>

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等
(働き方・休み方改善ポータルサイト)
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等
(働き方改革特設サイト)
<https://hatarakikatakalaku.mhlw.go.jp/top/>

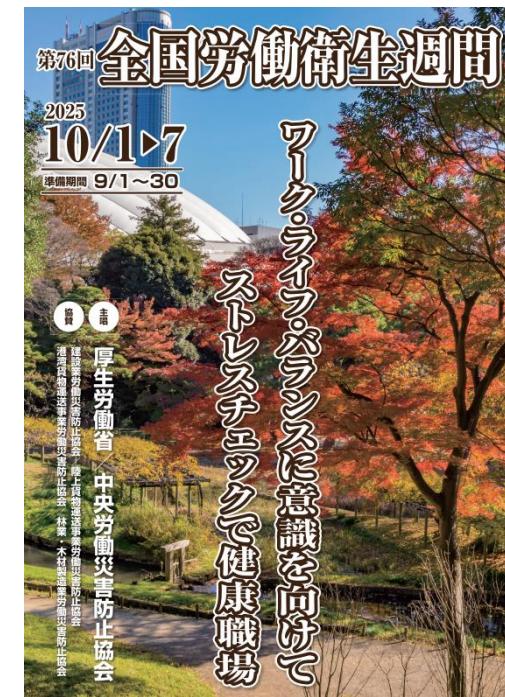
労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/46-50_an-ji.html

その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://heccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における労働災害防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kourei/roudoukijun/anzen_kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kourei/roudoukijun/denshishinsei.html>



都道府県労働局、労働基準監督署における周知啓発

(職場の健康診断実施強化月間)

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

事業者の皆さまへ

別添1

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果についての医師からの意見聴取

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断実施後の措置

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」をご確認ください。

地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取・長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者^{※1}から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス^{※2}等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽは、保健組合、市町村国保、國保組合、共済組合等を指します。
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内は[こちら](#)

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）
令和7年8月26日付け基安発0826第4号

【重点項目】

(1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
(2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
(3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
(5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
(6) 平成30年3月29日付け基安労第0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るために、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行ってください。

(1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
(ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
(イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（(ア)（毎年10月1日～31日）、(ブ)スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
(ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
(2) 職場におけるがん検診の推進
(ア) 健康診断実施時に、事業者による健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（(3)
(イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検査・子宮頸がん検査や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
(ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
(エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
(3) 女性の健康問題に関する理解の促進
(ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターによる人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
(イ) 企業や働く女性向に健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心からだの応援サイト」
(ウ) 40歳以上の従業員に対し、別添5のリーフレット（(5)）の活用
(ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
(4) 口腔の健康の保持増進
(ア) 令和7年7月1日付け基安発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（(6)）を活用した歯科受診勧奨
(5) 眼科検診等の実施の推進
(ア) アイフレールチェックリスト（(7)）や6つのチェックツール（(8)）を活用した眼のセルフチェックの推進
(イ) 転倒等の原因となる視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（(9)、(10)、(11)）の周知
(6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
(ア) 「肝炎対策の推進に関する基礎的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
(イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
(ウ) 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
(7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照された場合はこちらをご覧ください。→

※上記で参照している資料（①～⑩）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳

別添2 別添3 別添4 別添5 別添6 別添7 別添8

「職場の健康診断実施強化月間」における周知啓発

労働安全衛生法令に基づく健康診断以外の 産業保健に関する取組の周知・啓発（抜粋）

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく取組の推進
 - ・地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
- 職場におけるがん検診の推進
 - ・健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
 - ・特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、リーフレットを活用した周知
- 女性の健康課題に関する理解の促進
 - ・リーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - ・企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
 - ・転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- 口腔の健康の保持増進
 - ・令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレットを活用した歯科受診勧奨

都道府県労働局・労働基準監督署と 自治体、保険者の取組との連携例

- 労働局、労働基準監督署：
地域・職域連携推進協議会による取組（事業所調査、出前講座等）の事業所への働きかけ担当
- 労働局：災防団体等を通じ事業者に自治体のがん検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働基準監督署：集団指導等において事業者に自治体のがん検診（日程・申し込み方法等）を周知
- 労働局、労働基準監督署：
事業者に自治体・保険者における女性の健康に関するセミナー・相談窓口案内等を周知
- 労働局：災防団体等を通じ事業者に自治体の骨粗鬆症検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働基準監督署：集団指導等において事業者に自治体の骨粗鬆症検診（日程・申し込み方法等）を周知
- 労働局：災防団体等を通じ事業者に自治体の歯周疾患検診（日程・申し込み方法等）を周知

労働基準監督署：集団指導等において事業者に自治体の刺繍疾患検診（日程・申し込み方法等）を周知